

平成22年度第2回社会福祉審議会「福祉施策のあり方検討専門分科会」摘録

日 時：平成22年9月3日（金）15時30分～17時30分

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階「加茂の間」

出席委員：安宅義人委員，奥山茂彦委員，源野勝敏委員，菅原幸子委員，関川芳孝委員，
仙田富久委員，浜岡政好委員，古村正委員，宮本義信委員，矢島里美委員

欠席委員：西晴行委員，村井信夫委員，山手重信委員

— 開会 —

【事務局】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、平成22年度第2回福祉施設のあり方検討専門分科会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、浜岡会長、議事の進行をお願い致します。

【浜岡会長】

それでは、以後、私のほうで議事を進行させていただきます。連日、暑い日が続いておりますが、熱い議論をよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思いますが、前回、事務局から、京都市の保育施策の概況についての御説明、さらには国の保育制度の見直しの動向、及び京都市営保育所の歴史等について御説明がございました。

また、その説明を受けまして、委員の皆様から、保育所の運営に係る財源の構成、入所児童の受入状況、公民比較の観点を中心としながら、御質問・御意見をいただいたというところでありました。

今回は、公民の保育所の比較を中心に、資料を事務局で揃えていただいておりますので、その御説明を受けまして、次回以降の中間点における論点整理ですとか、今年度末に向けての見直し項目等につながるものもいろいろ出てくると思いますので、御議論をしてみたいと思います。それでは最初に事務局から資料の御説明をお願いします。

【事務局】

それでは、市営保育所の状況につきまして、民間保育園との比較も交えまして、御説明させていただきますと思います。お手元の「市営保育所の今後のあり方についての第2回討議資料」の1ページを御覧願います。

まず、1の市内の入所状況についてでございます。民間保育園では年度当初に多くの児童を受け入れ、定員を充足させているのに対して、市営保育所では、年度当初に定員割れしている保育所が22箇所ございます。

また、この1ページの中段から以降の「年度内における児童数の推移」また、その下の「平成21年度増加率」を御覧願います。年度途中の入所児童の増加率は、10月頃を境といたしまして市営保育所が民間保育園を上回り、全体としまして、市営保育所の増加率が民間保育園を若干上回る状況になることがお分かりになると存じます。

次のページを御覧願います。

平成21年度の市内の入所状況につきまして、市営と民営の別に行政区ごとにまとめております。全体といたしまして、年度当初と年度末のどちらにおきましても民間保育園の方が市営保育所の入所率を上回っている状況でございます。

また次のページを御覧いただきたいと存じます。

市営保育所ごとの年度途中入所の状況をまとめております。昨年度、21年度につきましては、3月時点になりましても定員割れしております保育所が30箇所中15箇所、全体の半数となっております。

次のページをお開き願いたいと存じます。

上の段の表についてでございますけれども、平成22年3月1日時点の各保育所の入所率につきまして、市営、民営別に、また行政区ごとに分布を示しております。表内の数字についてでございますが、保育所の箇所数を表しております。太枠で囲んでおりますのが市営保育所、また網掛けといいますか、色塗りしてありますのが、民間保育園でございます。

また、下段の「市営保育所の入所状況及び現行定員の変遷」を御覧願いたいと存じます。市営保育所におきましては、これまでから入所児童の状況、また、実施事業の増加に応じた定員の見直し、またいわゆる併設化、これは、単独乳児保育所と単独幼児保育所の統合を意味しておりますけれども、これに伴います定員の見直しを順次行ってきております。こうした中で、なお色付けしております7箇所の保育所につきましては、特に定員割れの著しい状況にあるわけでございます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

先ほど御説明いたしました7箇所の保育所ごとに、またその近隣の市営乳児保育所などを含めまして、1キロ近辺の保育園の入所状況をまとめております。これを御覧いただきますと、近辺の保育園のほぼすべてが定員を超える中で、市営保育所が特に著しく定員割れを起こしている状況にあるところでございます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

次は、2番、市営保育所特有のサービス、つまり直接の児童処遇についてでございます。これまで市が国運営費の事業費に含まれていない物のうち、独自に負担してきた物につきまして、民間保育園の利用者との公費負担の公平性の観点から、この間、順次見直しを行ってきております。現在もなお実施しております物といたしましては下のほうにござい

すが、布おむつの提供、また、午睡用の布団の提供がございました。この布おむつの提供につきましては、23年度当初に見直しを検討しているところでございます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

次は3番でございます。市営保育所の職員の状況でございます。この7ページから9ページに至るまでが、市営保育所の京北地域の保育所を除きます、市営保育所の職員の配置基準の詳細でございます。また、10ページをお開き願いたいと思っておりますが、こちらには、京北地域の市営保育所の職員配置基準の詳細を掲げさせていただいております。これらの配置基準によりまして、市営保育所の職員の配置数を決定しておるところでございます。

それではまた、11ページを御覧願いたいと存じます。この11ページから次のページにかけては、国、あるいは、民間保育園、また、京北域の保育所を除きます市営保育所の職員配置基準の比較を表としてさせていただいております。

ここで11ページの上段の左側のところに、①年齢基準と書いておりますけれども、このあたりを右側に見ていただきますと、市営保育所につきましても、民間保育園のプール制基準におきましても、歳児別、年齢別の保育士配置基準は国基準を大幅に上回る設定を同じく行っておるところでございます。

その他、市営保育所におきましては、延長保育、一時保育といった特別保育事業につきましても一括した基準で職員配置数の算定を行っている関係上、なかなかプール制基準と分かりやすく比較することは難しい面もございますが、その他の加配等も含めて詳細を以下お示ししておりますので御参考に願いたいと存じます。

それでは、次のページ、12ページを御覧願います。

これは、調理師と作業員の配置基準でございます。なお、こちらの作業員の配置基準は市営保育所独自のものでございますが、既に新規の職員採用を見送るとともに、配置基準の運用につきましても、現在、凍結しているところでございます。

また次のページを御覧願いたいと存じます。横長の表でございます。

これは、市営保育所の職員配置状況でございます。平成22年度3月1日現在の実際の保育所ごとの職員の配置状況を掲載させていただいております。市営保育所につきましては、年度途中の入所児童の増加に対する職員の配置につきましては、実態上、臨時的任用職員いわゆるアルバイトにより、この増加に対応しているところでございます。

また、次のページを御覧願いたいと思っております。

この14ページから30ページまでにかけては、今まで申し上げました市営保育所での職員数とプール制を含めます民間保育園との職員配置数を実際に比較形式で定員の60人、90人、120人の3つを例として、実際にモデルとして算定をいたしております。配置数につきましては、これによりまして、あくまでモデルでございますけれども、大きな差異はないことを示しておりますので、御参考に願いたいと存じます。なお、詳しい御説明につきましては、割愛をさせていただきたいと存じますので、どうか御了承願いたいと存じます。

それから、31ページをお開き願いたいと存じます。

市営保育所と民間保育園の常勤・非常勤の割合でございます。市営保育所につきましては、正職員を常勤とし、その他の職員を一括して非常勤として計上しております。また、民間保育園につきましては、平成21年度の社会福祉法人等指導監査報告書を参考にいたしまして常勤・非常勤を計上しております。

ここで市営保育所におきましては、年度途中の入所児童の増加に対しまして非常勤職員で対応しておると申し上げましたけれども、年度末に向けまして、これが増加していく傾向でございます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

市内の保育所の年代別職員の状況についてでございます。

一番左のところを見ていただきますと、一番上のところに市営保育所、公営でございますけれども、以下民間保育園の年齢構成も区別して載せているところでございます。なお、この民営の上位3園、中位3園、下位3園と申しますのは、プール制から各園への配分金の額の職員一人当たりの額の高い、真ん中のあたり、低いという意味で掲載をしております。ここで公営、つまり市営保育所の年齢構成につきましては、民間保育園の全体と比べてみますと、いわゆるベテランの割合が比較的高く、民間保育園では、先ほど申し上げた上位と中位との間に入るような状況でございます。これは、平成7年度から平成11年度にかけて保育士の採用を行っていなかった、そういう時期があることに加えまして、公務員の長期勤続という特性等によるものと考えております。

次のページを御覧願いたいと存じます。

市営保育所の年代別職員の状況でございます。先ほど御説明いたしましたのが、平成20年度の状況でございますけれども、この3年間でこの市営保育所につきまして、少しずつ20代の割合が高くなってきていることを示しております。

また次のページを御覧願いたいと存じます。

市営保育所の職種別のモデル年収についてでございます。市営保育所の保育士につきましては、モデルとなるような実際の職員をもとに算定をいたしまして、また、その下の調理師につきましても、見込数値によるモデル年収を算出しております。

そして、右側のほうに民間保育園さんのプール制基準のモデル年収をあげておりますが、これには所要額算定上の業務手当を含めまして、保育士では月2,500円の年額30,000円、調理師につきましては月1,500円の年額18,000円が加算されているところでございます。

また、次のページを御覧願いたいと存じます。

ここでは、保育士につきまして、市営保育所と民間保育園のプール制におけますモデル年収を年代別にグラフに示しております。保育士におきましては、採用当初はプール制基準が若干公営を上回りまして、30歳頃でほぼ同じ水準、その後は市営保育所がプール制基準を上回るという推移となっております。

次のページをお開き願います。

同様に調理師のモデル年収をグラフ化したものでございます。調理師におきましては、30歳頃までほぼ同じ水準をたどり、その後、市営保育所がプール制基準を上回るという推移となっております。

また、次のページを御覧願いたいと存じます。

職種別の平均給与・平均年齢・平均勤続年数についてでございます。市営保育所につきましては、保育士、調理師、作業員の3職種を、民間保育園につきましては、保育士、調理師の2職種の平均給与、平均年齢、平均勤続年数をまとめております。ここで、平均給与、平均年齢、平均勤続年数の全ての項目につきまして、市営保育所が民間保育園を上回るという状況でございます。これも先ほど申し上げましたように、公務員の長期勤続というものが大きく考えられるところでございます。

次のページを御覧願いたいと存じます。

次は4番でございます。保育所の運営にかかります財源構成についてでございます。これは前回の会議でお示ししました保育所の運営にかかります財源構成を公民別に分けたものでございます。上が市営保育所、下が民間保育園でございます。これをそれぞれ足しこみますと、前回のようなわけでございます。各々の表の上段部分に、保育所総運営費が記載されておりますが、見比べていただきますと、月当たりの児童1人当たりの金額で申し上げますが、市営保育所が児童1人につき1月当たり180,629円に対しまして、民間保育園が1人1月当たり96,210円となっております。約1.9倍、金額といたしまして84,419円の差が生じております。

次にそれぞれの表の2段目でございますけれども、その左側の部分、国基準によります運営費を御覧願いたいと思えます。そこにおきましても、市営保育所が84,990円、月当たり児童1人当たり84,990円に対しまして、民間保育園につきましては、78,419円となっております。ここで6,571円の差がございますけれども、これは保育所に入所しております児童の状況、つまり、公民と比較した場合の平均の定員規模の差と、また、実際に入所しております児童の歳児別入所児童数と言いますか、いったい何歳の子どもさんが入っているかでかなり単価が変わってまいりますので、これらの違いによるものと考えるものでございます。

また、次に、その2段目の右側部分の、市の継足額、1番右側でございます、これをそれぞれ御覧願いたいと存じます。これにつきましては、国基準の運営費を超えまして、本市が支出している部分でございますけれども、市営保育所が95,639円に対しまして、民間保育園が17,791円となっております。約5.38倍、金額としまして77,848円の差が生じております。1人当たりの全体の総運営費の差の大部分を示している部分がここに当たるわけでございます。

それではまた、次のページを御覧願いたいと存じます。

今御説明いたしました公民別の保育所運営費におけます市継足額の差についてござい

ますけれども、上段の表は、公民別の継足額の差をお示しをしております。この市営保育所と民間保育園の額の差につきましては、常勤職員の平均勤続年数や給与の差、また、作業員が市営保育所には配置されていること、また、障害児の受入れによります職員数の差、更に市営保育所の独自のサービス等によるものと考えたものでございます。この差でございます1人当たり月77,848円の主な内訳といたしましては、この下の下段の表にございますように、1人当たりの常勤職員の平均給与の差といたしまして49,828円、月当たり、また②でございますけれども、作業員の配置に係る人件費といたしまして12,711円、また③の、後で御説明申し上げますが、地域子育て支援拠点事業の実施に係る人件費、拠点事業人件費等分と書かせていただいておりますが、これが5,574円、また、その次の④の独自サービスと書かれておりますが、市営保育所の特有のサービスに係る経費といたしまして699円、また、⑤番といたしまして、障害児の受入人数の差といたしまして7,204円等が挙げられるものでございます。

また、次のページを御覧願いたいと存じます。

次は5番の多様な保育サービスについてでございます。まず、(1)の延長保育についてでございます。本年の7月現在、市営保育所では13箇所、民間保育園では167箇所の合計180箇所で開催をしております。一番下の下段に、市営保育所と民間保育園別に行政区ごとの実施箇所分布をお示ししております。

次のページを御覧願いたいと存じます。

中段以降に、1箇所当たりの公費負担の比較をお示ししております。あくまでモデルでございますが、市営保育所につきましては、1箇所当たり年間6,518,000円が、また民間保育園につきましては、1箇所当たり年間3,604,000円となっております。市営保育所のほうが約1.8倍の公費を負担していることをお示ししております。

また、次のページを御覧願いたいと存じます。

(2)の一時保育についてでございます。

これも本年6月末現在で市営保育所で7箇所、また民間保育園で35箇所の合計42箇所で開催をしておりますが、中頃に、市営保育所、民間保育園別に、行政区ごとの実施箇所分布をお示ししております。

これも次のページを御覧願いたいと存じますけれども、上段には行政区ごとの利用状況で、これによりますと、年間で50,236人、1箇所当たり1,196人が利用されているというところでございます。

そこで、中段以降には、1箇所当たりの公費負担の比較をお示ししております。市営保育所につきましては、1箇所あたり年間4,131,000円、民間保育園につきましては2,500,000円となっております。市営保育所が、1.7倍の公費を負担しているということになっております。

また次のページを御覧願いたいと存じます。

(3)の休日保育についてでございます。

21年度末現在でございますけども、市営保育所の1箇所、また、民間保育園の4箇所の合計5箇所で休日保育を実施しております。

そこでまた、次のページを御覧願いたいのですが、上段のほうには利用状況をお示ししておりますが、年間で合計1,935名の方が御利用願っているところでございます。

中段以降、1箇所当たりの公費負担の比較をお示ししております。市営保育所につきましては、1箇所当たり年間4,513,000円、民間保育園につきましては913,000円をとなっておりまして、市営保育所が約4.9倍の公費を負担しているところでございます。

次のページをお開き願いたいと存じます。(4)番の障害児加配の対象となります児童の入所状況でございます。

上段に市営保育所、民間保育園別に行政区ごとの入所状況のお示しをしております。

障害児加配の対象となります児童の受入割合につきましては、市営保育所がございましては、市営保育所が民間保育園を上回るという状況でございます。市営保育所全体で7.56%、民間保育園全体で2.46%となっております。

また、下段は、市営保育所、民間保育園別に行政区ごとの入所率ごとの分布をお示ししております。また、太枠は市営保育所、網掛けの部分は民間保育園をお示ししております。

また、次のページを御覧願いたいと存じます。

(5)番でございます。市営保育所におきましては、平成12年度から、これまでに蓄積してまいりました地域の保護者に対する子育て支援のノウハウを在宅の子育て家庭への支援に活かすため、小学校区から行政区の範囲を対象としました地域子育て支援拠点事業を16箇所で展開をしております。

実施体制につきましては、専任の保育士といたしまして、正職員2名、又は、正職員1名と非常勤職員の体制で配置しておりまして、ここで正職員2名の場合の公費負担は年間16,150,000円と算出をしております。

次のページを御覧願ください。

事業内容といたしましては、地域の子育てサロンへの支援活動をはじめとして、ここに掲載しております様々な事業がございまして、ここでは、具体的な取組事例といたしまして、下のほうから3つを掲げさせていただきます。

まず、1つ目には地域の子育て支援ネットワークの構築支援といたしまして、学区社協や民生・児童委員、女性会等とともに地域の子育てサロンへの支援を積極的に進め、子育て支援に係る地域の人材の積極的な活用を図ろうとしている事例でございます。

その次の事例は、保健センター、いわゆる保健所との連携といたしまして、市営保育所がございましては行政区、又は近隣の行政区につきまして、保育士が保健センターの実施事業に参画し、連携を進めておる事例でございます。

次のページを御覧願います。

3つ目は、子ども支援センター、これは京都市の福祉事務所に設置しております、子どもに関します区、支所レベルでの行政機関でございますが、この子ども支援センターとの連携といたしまして、地域におけます要保護児童への対応など、地域の子どもの関する諸課題に対しまして、子ども支援センター、保健センター等の行政機関や社会福祉協議会などの関係機関と連携、協力をいたしまして、保護者支援の取組を進めている事例でございます。

次に一番下のイの地域子育て支援事業についてでございます。

この事業は全市営保育所で実施している事業でございますが、行政区等の広域地域の子育て家庭、また、これから子育てを始める家庭を対象に、園庭解放や子育て講座を実施しているところでございます。

次に、最後になりますが、51ページを御覧願いたいと存じます。

これは、遅くなりますが、前回御説明をできなかった、その他市内の保育所の状況の資料といたしまして、お示ししているものでございますけれども、年齢別の保育所の入所状況、これは毎年度、新規に申込みされた方の分でございます。

また、次のページには横長の表でございますけれども、産休明け保育の実施箇所の分布を、市営保育所、民間保育園別に行政区ごとにお示しをしたものでございます。

また、これまで御説明させていただきました資料以外で、前回の会議でそれぞれの委員の先生方から要求のございました資料につきまして、「市営保育所の今後のあり方について第2回要求資料」ということで、まとめさせていただいております。

一部まだ作成中のものもございまして、その点は御容赦願いたいと存じますが、1枚お開き願いますと、それぞれの委員の方の要求資料につきまして、今私どもから御説明いたしました討議資料の中にある場合もございまして、また、こちらの要求資料の中につけさせていただいているものもございまして、それをもとに御覧願いたいと存じます。

私どもからの説明は、長くなりましたけれども、以上でございます。

【浜岡会長】

市営保育所の今後のあり方についてということで、この間の要望した資料を含めてですが、一応、これについての御説明をうかがったわけですが、委員のみなさんから、今の御説明についての御質問、それからこの資料との関係で今後この点の議論を深めていく必要があるとか様々な御意見がございましてかと思っておりますけれども、その辺からスタートさせていきたいと思っております。

【委員】

今、資料を見させていただいて、私は保育園連盟に推薦されて、この委員会に入らせていただいておりますけれども、この資料の実態を見ると、かなり公私間の格差が改善されたかと思ってきましたけれども、実際には相当な格差がまだあるということを知っ

で驚いているわけでありまして。また、こんな資料を保育園連盟の同じメンバーに見せると怒りだすような園長がいるんじゃないかと私は思っているんです。

一つは、職員数のあり方なんですけども、ここにはかなり職員数は公民共に接近していると見えるんですけど、私は、自分が調べた範囲では相当大きな開きがあるんじゃないかと思っております。例えば、13ページ。これは、どことの比較ということは誤解が起こるかもしれないですけども、私の行政区は伏見ですから、同じ行政区で淀と改進があります。ここの児童数が、改進が179で淀が142ということで、もろもろの非常勤、常勤所職員等々あわせて、改進の場合は44名になってるんですね。淀でも33名、ただし、ここは142名しか子どもがおらない。私も、いちいち、よその民間園を調べて歩いたわけではないですけども、たとえば、自分の所も保育園を運営していることで、私の所は定員が150なんです。150なんですけども、実際に京都市から定員外も受け入れてくれるということで、172名おります。

そして、これはあまり言ったらいかんと思うんですけども、私的なことも頼まれますので、これも入れると大方180いるんですよ。ところが、実際の職員はですね、だいたい26名でまわっております。これでまわれるんですよ。

私は、そのへんとの兼ねあいで、なんでこんな大きな差がでるのかなと思って、いろいろ聞いてみますと、市立の保育所の場合、これは全国的にどこでもそうなんじゃないかと思うんですけど、例えば、特例保育ですと、普通、通常保育は朝8時30分から5時までということになっておるんですけども、朝7時30分から8時30分まで、それから5時から6時は、特例ということになって受け入れております。私どもも、たくさん受け入れているんですけども、これは、私どもは、通常の常勤の職員でまわっております。ところが、公立の場合は、いわゆる常勤の職員じゃなくして、また別に新たにこの専用の方を雇い入れている。パートとして非常勤として雇い入れていると聞いているんです。

休憩の代替職員にしましても、別の職員が雇われている。それから、年休を取るための代替の職員もおられる。私は、これは、本当がどうか分かりませんが、トイレの清掃とか、洗濯とか、こういうものの専門の職員がいると聞いております。これは、間違っておれば、間違いだと言ってもらえたらいいんですけども。

私どもは、今、常勤が18名おりますけども、これでまわっております。そして、その中でどうしてもまわらない分だけ非常勤の職員を6名ほど雇いまして、その職員でなんとか補ってまわしているわけでありまして。それで何とかまわれるんです。ただし、職員にあまり残業をさせるということはできませんから、週40時間というのは、これは、我々としても、民間園として守らなければならないということで、週40時間を守るということになりますと、職員はフルタイムで8時間働かせるわけにはいきませんで、7時間45分しか働かすということができないわけでありまして。何とかそのへんでやりくりしながら、でも我々は、まわってきております。

こういう面が、その職員数の差になって出て来ておるんじゃないかというふうに思いま

す。だから、そういった面では、やっぱり、民間園としては、こんなたくさんの職員がいて、逆にどうするんやろというふうな見方が出てくるんじゃないかと思っております。

それから次に、処遇の問題におきましても、京都市保育園連盟としては、京都市の全面的な支援を得まして、プール制というものをやって、そのプール制によって職員の資質の向上を何とか図っていかうということにしました。

通常で自分の所単独でやっておりまして、今の幼稚園なんかはそうなんですけども、ベテラン職員は全部首を切らなければ経営ができないということなんですけども、プール制によって、ベテランの職員の給料も、何とか再配分によって確保することができてきたわけでありまして。これは、大変ありがたいと思います。そして、そのプール制を充実させることで、だんだん、公私間の格差が解消されてきたと思います。

ちょうど今から、10年程前、京都市の保育園連盟も毎年、京都市に予算要望する時は公私間格差ではこうなりますという試算の数字を予算書にいつもつけておるんです。平成8年頃ですと、だいたい1回当たりで5名か6名ぐらいは公立と比べて少ない、というふうなことが試算として出ておったわけです。平成12年頃になりますとだいたい4名から5名ぐらいが少なくなっておりまして、それから後も、京都市から御支援していただいて、民間園にという形でこれを補ってもらったり、付けてもらったり、その他いろんな形で支援してもらって、最近はある程度公私間の常勤職員に関しては、差はないであろうと私どもは思ってきたんですけども、これを見るとやはり、明らかに差があります。

そして、特に給食は、通常1箇園当たり1人は民間園の方が少ないという数字も出ていますので、そのへんは京都市のプール制によって随分助けていただいたことはあるんですけども、まだまだ大きな差が残っていることが実態ではないかと思えます。

それから、私ども民間の保育園は、いろんな手当をつけるといっても、業務手当と超勤手当、残業手当、その他住宅手当はごく当たり前なんですけど、そのぐらいしか手当がたとえつけられないんですが、公立の場合は、公務員でありますから、いろんな手当がたくさんついておるんじゃないか、我々の知らないような手当がいっぱいあるんじゃないかと思うんですが、もしそういう点があれば、我々ぜひとも聞いておきたいと思っているわけでありまして。

それから、もう1点目は、保育園の面積です。公立保育園に参りますと、園庭はあまり変わらない所が多いと思うんですが、園舎の広さ、子ども1人当たりの面積が全然違います。我々、民間園は、国の最低基準を何とか守らないかんということで、ぎりぎり守っているんですけども、公立の場合はかなり広い所で、余裕を持って保育をされているという実態、特に園舎は面積からいうと相当大きな差があるんじゃないかと思えます。そういった点も我々はこれまでから、明らかに公民で大きな差があるんじゃないかと思っています。

それともう1点、公費の投入の問題です。私もこの資料を見せてもらって、びっくりしました。これだけ大きな差をつけられているのかと思えます。それだけ、公立は優遇されて、京都市の民間園は、京都市からも強い要請があつて、何とか京都の保育事業に答えて

いかなきゃならない、ということで必死になってその経営の御理解に努めながら、質の良い保育所作りに努めてきたわけであります。そういった点で、延長保育にしましても、一時保育にしましても、障害児保育の場合は、これはかなり市の方も力を入れておられるんですけども、かなり早い段階から京都市の期待に応えて、取り組んできております。

特に特例保育。どちらかという、公立の方がずっと遅れておられるわけでありますので、我々はそのへんが、明らかにちゃんと保育を評価してもらいたいなというふうに思っています。

それと、もう1つこちらの資料を見ましても、障害児保育のあり方についても、加配というのは、特に公立の場合は手厚くされているんですけども、私どもは、ついこの間までは、10人近い障害児をずっと受け入れておりました。今は少し減っておりますけども。

しかし、このための専属の職員を1人雇うだけの加配額は、なかなかもらえないというのが実態でありまして、たぶん障害児を抱えると非常に苦勞をしなければならない。そして、特に重度の、重度といいましても程度はありますけども、ある程度の重い加配児でありますと、子ども1人に1人の保育士がつかない。しかし、そんなものは見てもらえないというのが実態であります。ところが、公立の場合は、十分に1対1で見られるということもあります。我々は、ちょっとそういうことを見てみると、まだまだ障害児に対しては、大きな差があるんじゃないかと思っているわけであります。

ちょっと話が前後して、戻りますけども、私どもはですね、ある園で園舎の面積が888平米で150名の定員であります。そして、他の公立園で、ちょっとこれは、側聞した話ですから、私は確信を持って言うことはできませんが、120名で1,300平米近い園舎の面積があるんです。公立の場合は、これがごく普通だと聞いておりますが、そのへんはどうかということも聞かせてもらいたいと思います。

私は、民間園の立場ですから、ぼやきみたいになってしまっても大変申し訳ないですけども、やっぱり公民の格差ということは、京都市としても、もっともっと是正に努力してもらわなきゃならないと思いますし、まして、このままで、公立の保育所が今のままでやられるということには、我々も非常に疑問をもっているわけでありますので、その点でどうということなのか、答えられる範囲で聞かせていただきたいと思います。

【事務局】

今、委員から何点か御質問いただいておりますので、答えられる範囲で、私からお話をさせていただきます。

まず、職員の配置でございます。先ほど御説明させていただきましたように、11ページから12ページにかけてまして、それぞれ民営のプール制基準、並びに、市営の基準を挙げさせていただいております。この中ではそれぞれに、常勤、人で置いておりましたり、あるいは換算でさせていただいております。そういったこともございますので、より具体的に、分かりやすくするために、14ページ、15ページ、16ページに具体的な、こう

というような保育所が存在するとしたら、どういった職員配置になるのか、それぞれ公営の場合、それから民営の場合、シミュレーションを行わせていただきました。

例えば、16ページの定員120人で、仮に103名のお子さんが保育されている、こういう保育所があったとします。そこで、地域支援をされていたり、世代間交流をされていたり、アレルギー対応をされていたり、あるいは障害児保育をされていたり、というようなことをされている場合に、市営保育所と民間保育園の場合に、それぞれ、どういった配置になるのかということをおおきく同じ条件で計算させていただきました。これを御説明させていただいて、御回答になるかどうか分かりませんが、御説明申し上げたいと思います。

まず、市営保育所の場合、保育士につきましては、この場合だと定数が20名、配置職員20名ということになります。それぞれ正規職員14名、アルバイト6名という配置となっております。それから調理員3名でございます。実態的には正規職員が2名と、アルバイトが1名という実態でやっております。それから作業員という職種がございます。これは、先ほど委員が言われました、いわゆる掃除関係を専門にしております、専任の職員でございます。確かに御指摘のとおり、配置をいたしております。この作業員につきましては、ちょっと後でまた、もう少し付け加えて申し上げたいと思います。合計で25名の定数でございます。

一方、その後ろのほうには、通常保育と、それから特例保育対応ということで、それぞれ書かせていただいております。

一方、民間保育園の方につきましては、プール制に基づきます基本人件費や、民改費、国基準運営費をベースにしました数値としまして、保育士14名、調理員3名、フリー経費定数2名の合計19名が基本部分で配置をされます。更に障害児がおりますので、障害児加配が2、そのあと、下に職員数換算というのがあります。これは、右の表に、障害児統合保育対策費と事務職員雇上費加算、これはプール制の外にある分ですが、これを足し込みまして、下にプール制人件費、この4,765,000円というのは平均でございますが、これは金額で表すと分かりにくくございますので、プール制人件費によって、割りまして、あえて職員数換算をさせていただいております。これで、21.5人分と都合なります。

更に、右の表の基本ポイント320ポイント、加算ポイント319ポイントとなります。これは、本年度からプール制につきまして、その方式を改めまして、ポイント制とさせていただきます。そのポイント制に基づきます、この320プラス319の639ポイントが、この21.5の外側でさらに金額換算されて支給されることとなります。それからトータルで対応ということになります。

仮にこの基本ポイント、これは今後、まだ経過措置ではあるんですけども、1ポイント仮に10,000円としますと、6,390,000円ということになります。これで、4,765,000円で除しますと、1.32ということになりまして、21.5と1.

32を足しますとだいたい22.8ということになります。市営の方が25ですので、それに対して民間が22.8という数字になってまいります。計算しますとこういう実態になろうかと思えます。

あと、作業員につきましてですけれども、御説明させていただきましたように、確かにこれは、国基準にもございません。そして民間保育園にも置かれておりません。全く市独自の職員でございます。この作業員、いわゆる現業職員につきましては、技能労務職という職務に括られておりますけれども、現在、不祥事再発防止という観点で作られました、本市の信頼回復と再生のための抜本改革大綱で採用凍結が決められております。

今後、保育所作業員につきましては、保育所配置基準の廃止を検討しているところでございます。その点、申し添えておきたいと思えます。

それから、次にまいります。諸手当につきましては、これはまた、プール制の検討委員会の時でもお出しさせていただいておりますので、改めまして諸手当につきましては、次回、一覧にしてお出しさせていただきますのでよろしくお願い致します。

次に、公立の面積等につきましても、併せまして、もし御了解いただければ、次回、面積と各児童数を出させていただきたいと思えますが、それでよろしければお願いしたいと思えます。

【浜岡会長】

よろしいでしょうか。

【各委員】

はい。

【事務局】

あと、障害児ですけれども、1対1加配につきましては、民営につきましても平成21年度から重度な方につきましては、1対1加配をさせていただいております。

ただ、御指摘がございましたように、加配の方式につきましては、確かに民営と公営では若干違いがございます。11ページの所に、障害児加配、次のところ、民営基準が1対1から5対1となっております。それから、市営の基準の方は、0.2から1.0まで、0.2, 0.4, 0.6, 0.8, 1.0というふうな配置の違いがございます。その点を申し添えておきたいと思えます。

【委員】

実はそのプール制ですね、今までは改善の努力をしてきてもらっているのですが、このプール制自体が、これまで何回も赤字で見直しをせんといかんという状態になって、確か平成13年度に京都市の保育連盟の方が、1人常勤職員を減らしますと、これは非常勤にかえ

ますということで、なんとかその場をしのいできたわけでありますけども、これは、いまだにそのままになっておまして、これが民間保育園には、もうとにかく、常勤職員はまわしても、ぎりぎりまわらないといかんと全然余裕はない。しかもまだ、非常勤を何とか入れなければまわらないという状態がさらに深刻になったままなんです。この改善も図られないままになっております。そのへん、今はどうなんですか。

【事務局】

プール制の見直しの経過でございますけども、平成13年度にプール制の財政が厳しいという中で、本来正職員で換算した分の約1割、例えば20人換算されましたら、2名が正職員ではなくて、非常勤単価で配置をしてくださいというお願いしてきている経緯がございます。

この平成22年度から新しいプール制がスタートしたんですけれども、その部分の1割非常勤換算という部分は現行も残っております。これにつきましては、新しいプール制を運用していく中で、いろんな諸課題、他の部分と併せまして見直しは適宜していくべき部分かと思っておりますが、現在のところは、その1割は非常勤であるという前提は残ったままで運用していただいております。その結果、年度当初の職員数比較で民間園さんにも1割分が非常勤にしないといけないという部分が、この当初のスタートの非常勤の職員数の差に出ているのかなと思っております。

【浜岡会長】

他にないでしょうか。

【委員】

やはり民間園の園長としての立場で、送っていただきましたこの資料を見させていただきました。最近公私格差ということがあまり議論されなくなってきたように思うんですけども、それは、私も、初任給から見ても、それから基本的な職員配置基準を見ましても、ほとんど差異がないと、その公私間格差というのが随分なくなってきたのかなと思っておりましたけども、この資料を見させていただいて、改めて、公私間格差というのが、随分、随所にあるんだなということを感じました。

但し、その公私間格差ばかり話をしていまして、本当に、じゃあそれぞれの地域の中で、それぞれの園の役割はどうしていくのだという話にちょっと至っていないので、私はこの18ページを見させていただきまして、定員を大幅に下回っている園が2箇所、山科の鏡山とそれから伏見の淀とございますね。鏡山に至っては、この表でいきますと、57名くらいの、50人以上の定員が割れておりますし、淀に至っては、25名くらいという数字が出ております。

5ページを見させていただいて、定員が割れている近隣園の状況がどうであるかという

ことが、ここに人数的に提示していただいているんですけども、近隣園の状況を見ておりますと、ほとんどの園が定員以上受け入れておられるという状況です。たぶん、少子化の中で、民営の存続を優先させていただくという市の方針もあって、まずは民営からフルになるようにと、いっぱいになるように御配慮があるんだと思いますけれども、それにしても著しく定員に満たない園があるということですので、そのへんの何か理由があるのか、お聞かせいただけたらと思います。

【事務局】

定員の件につきまして、お尋ねでございます。

おっしゃられますとおり、市営保育所の定員割れという状況がございます。もう少し、お時間をいただきまして、遡っての市営保育所におけます入所の状況について、推移も含めて、また、今、非常に定員割れしている状況につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、市営保育所30箇所、休所している所を除きまして30箇所ございますが、その中の16箇所が旧同和保育所でございます。平成8年度までは、同和地区内の入所児童に限って入所を受け入れてきたという歴史的経過がございます。これは、同和保育を進めるという観点でさせていただいてきました。平成9年度からは、周辺地域からの入所を条件付きで実施いたしまして、更に14年度にこのような条件を全て撤廃しまして、周辺入所を完全実施するという、こういう流れで今まできております。

周辺入所を開始しました当初、平成9年度末におけます全市営保育所の入所児童数が、1,662人ございました。その後、平成21年度末に2,264人と13年間で600人増加をいたしております。その内、旧同和保育所に限っていいますと、平成9年度末773名ございました。21年度末に1,165名と400人増加しております。これら、定員に対する入所率で見ますと、全市営保育所では平成9年末59.6%平均から、21年度末92.2%へと増加しております。

しかしながら、今、御指摘がございましたように、定員割れの著しい所がある、これもまた事実でございます。特に年度末においても入所率が90%を大きく下回っているような保育所について、4ページの下の表を御参照いただきたいと思います。

ここで、グレーで挙げておりますものが、年度末を迎えても90%を大きく割っている保育所でございます。北の楽只、船岡乳児、左京の養正、東山の三条、山科の鏡山、下京の崇仁第一、第二でございます。ここは、年度末、又は、本年の8月をもってしても9割に大きく届いてない所でございます。これにつきまして、旧同和保育所といたしまして、北区の楽只、左京区の養正、東山区の三条、下京区の崇仁第一、第二で、旧同和保育所以外の保育所といたしまして、北区の船岡乳児、山科区の鏡山がでございます。

5ページの方でございます表の方を御参照ください。過去民間園との比較で載せておりますけれども、この楽只、養正、三条につきましては、平成9年度以降、周辺入所を実施

する中で、入所児童数が増加してきております。しかし、定員が10数年前、あるいは20年ほど前に設定したままという状況もあり、大きく割れている状況でございます。また、崇仁につきましては、平成10年度に周辺入所を見越した定員に見直しておりますけれども、入所児童数は横ばいで推移しておるところでございます。

この5ページの表を御参照いただきますと、市営保育所、民間保育園の入所児童数の比較でございますが、例えば、北区の楽只保育所、楽只乳児保育所、78名と57名、これは、それぞれ単独幼児保育所、単独乳児保育所でございます。仮にこれが一つの併設保育所と仮定しますと、135名の子どもになります。近辺のAからEまでのそれぞれの入所児童数でいいますと、全体としては平均ではございます。同じように、養正保育所、乳児保育所、三条保育所、三条乳児保育所、崇仁保育所、第一、第二、それぞれ単独の幼児、乳児で併設ではなく、別の保育所でそれぞれ設置しております関係で、別扱いにしておりますけれども、それぞれがその地域の入所児童数だけを限ってみますと、ほぼ平均的な入所数になっております。

そういう状況がありますけれども、このへんにつきまして、定員との関係について、実児童数、このかい離があるという状況が一方であるのは事実でございます。

それから、次に北区の船岡乳児保育所、ここが、この10年の間に非常に入所児童数が減少してきております。その理由としましては、船岡乳児の近辺につきましては、他の地域に比べまして保育所ニーズが満たされている。そのうえに、この乳児保育所としての特性ですね、幼児に上がる際に入所申請を改めて行い、保育所を探さなければならない、こういう特性が影響して、保護者の方から結果的に敬遠されてしまっている状況があるように考えております。

それから、山科の鏡山保育所についてでございますが、ここは、平成16年度頃までは、ほぼ定員に近い入所がございました。ここ数年で一気にこういう形で減ってきてしまっておるわけでございますけれども、その理由としましては、山科区内におきまして、3歳児からの入所申込が6年間で、全体として30%減少しております。一方、逆に0歳児は17%全体として増加しておりますけれども、単独幼児保育所というのが、鏡山保育所の特性であります。つまり、3歳児からお受けするという単独幼児保育所となっています。そういったことから、この3歳児の申し込みの減というのが非常に大きく影響しているのではないかと私どもは推測しているところでございます。

以上で説明になったかどうか分かりませんが、よろしく申し上げます。

【浜岡会長】

いろいろお分かりになったかと。要するに、地域の保育ニーズと必ずしもフィットしてないということですね。

【委員】

実は、先ほどの委員の御発言、大変重要な意見をおっしゃっているなど聞かせていただきました。明らかに、公立と民間との格差が今日の御説明で分かったんですが、この格差の中身を私たちは考えていく必要があるのかなと思ったんです。

単純に言えば、2つの格差があるだろうと思うんです。それは、1つは利用者、保護者、あるいは子どもたちが受けている格差。それから、保育園で働いている、職員のみなさんが被っている格差。これは、どちらも大事であるし、それが、京都市立も民間も、一応、運営主体は違うけれども公的保育を担っているわけですから、そこで違いがあってはいけないと私も思いますし、この場での主な論議は行いません。おっしゃったように、そこに終始してはいけないのだと思うんですけども、そのことも考えながら、京都市立の保育所のあり方を考えていくことが必要ではないかなと思います。

そこで、その格差を埋めていく努力をどんなふうにしていくのが、市立保育所のあり方を検討するところで大事になってくるんじゃないかなと思って、聞かせていただいております。

1つは、先ほどの委員の御発言の中で少し出てきたんですけども、市立の保育所に余裕がある部分がある、民間と比べたら余裕があるように見えるんですけども、それは、子どもたちや、あるいは職員のみなさんの犠牲、犠牲と言ったら言い過ぎかもしれませんが、その上に立っただけの余裕に見えるのか。本当に、それこそ言葉が悪いんですけども、暇にしている必要でない職員がいるのかというあたりは、しっかりと詰めて検討していく、それがこちらでの役割なのかなというふうに思って聞かせていただいております。そんなことをこれからも、この場では現場の状況なんかも聞かせてもらいながら検討できたらと私も思っております。

それで大事なことなので、ちょっと質問なんですけども、最初の質問の前にあったと思うんですけども、そこで3点ほど聞かせていただきたいんですが、7ページ以下の配置基準の御説明で、私の聞き違いであれば訂正いたしますけれども、京都市営保育所職員配置基準というのがまず冒頭に出てきて、その次、9ページを開けたところに京都市営保育所配置基準以外の加配というのがあって、これら2つを併せたのが配置基準だと御説明をされたと思うんですけども、専門的用語すぎて、ちょっと理解に苦しむところがあるので、京都市が定めている保育所の職員配置基準というのが1つあって、それ以外に加配の基準みたいなものがある、それを併せて、俗にというか、広義での配置基準というふうにいうと理解させていただいてよろしいですかというのが1点です。

それから2点目ですけれども、6ページの市営保育所特有のサービスというところの、もう既に見直しを実施してやめたものであるとか、これから検討しているものとかあるんですけども、これは、逆に言えば民間では、保護者の負担になっていたり、こんなものがなかったりするということと理解させていただいていいのかと思うんですけども。ちょっと気になりますのは、消耗品、クレパス、粘土、粘土ケース、のりなど、他にもあるのかもしれませんが、保護者購入というのがあります。それから、午睡用の布団、布おむ

つの提供というのも、ちょっと似てると思うんですけども、一般に言われます、生活保護世帯については問題はないかと思うんですけども、低所得者世帯でこのような物の負担ができない世帯、学校現場でいいますと準要保護世帯といっている世帯の方の御利用も、結構、保育園であると思うんですけども、そういう方々の場合は、京都市が廃止されたら、あるいは、民間保育園の場合はどうなっているのかなあというあたりが、少し気になっています。ちょっと御説明をしていただければなと思います。

それから3点目ですけども。3点目は伺おうと思っていたんですけども、既に、他の先生から御質問していただいて、おぼろげながら、だいたいそんなことで、同じ京都市立の保育所、保育園といっても、年度末になれば、おおむね定員を満たしている所とそうでない所のある理由が、京都市の保育園の変遷みたいのところから分かってきているように思いますし、併設でなくて、幼児、乳児というそれぞれの形になっている所が、原因であるかなというようにも見えてきたようにも思いますので、そのへんをまた詰めて論議ができればなと感じました。

以上ですが、ちょっとお願いなんですけれども、今の話も関係をするので、京都市の市立保育園の変遷の図を前回の時にいただいたんですけども、それは現在、生きているという言葉は悪いんですけど、存続している保育園だけについて書いてあったように思います。口頭ではちょっと御説明があったように思いますけれども、どんな数で、どんな役割の保育園が今まであって、どういう役割を終えたので、終わったとか、どういう形で変化をしたので一緒にしたとかというふうな表があれば、少し議論の足しになるのかなと思いました。

【浜岡会長】

1問1答していると時間がかかりすぎるので、他の方も関連して質問を先に出していたほうがいいんじゃないかと。他に手を挙げておられる方あればどうぞ。

【委員】

事務局からの回答等で、だいぶ私が思っていたことの問題は解消されたんですが、ただ1つ、公民の格差ですね。これにははっきり言って、保育内容、保育サービス、それから、職員体制、配置基準、それから給与水準の格差、特に給与水準ですけども、37ページに職種別平均給与、平均年齢、平均勤続年数で、職種として、保育士、調理師等が挙げられて、市営が40.2歳で322千なんぼ、それから民営の場合は、264千5百なんぼで年齢が34.6と挙がっておりますけれども、これを見ると、はっきりと公民の格差が歴然としているんですが、ただ、平均年齢が6歳ほど違いますよね。ですから、これ、単純条件、民営の場合が6歳ほど経過して40歳くらいになると、どうなのか。

また、平均勤続年数が市営は18年と民営が10年ということですけども、この理由はいろいろあるかと思うんです。民間の場合、若くして勤めて結婚等々でやめる人数も

多いですから、やはりここにも私は公民格差がこの勤続年数の違いに表れているんじゃないかと思うんです。

それから職種別で、何で保育所長のデータとしてこれが出てこないのか。30名とか32名とか保育所長がいると思いますけども、私どもが一番はっきりするのは、勤続年数で職種別、これが、例えば、4大を出て、仮に32歳と、10年で32歳とそれが公公の場合ですね、それから民民の場合も、4大を出て32歳でどうかといったような給与が単純に出ると分かりやすいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

それから、障害児保育、私は1対1とか、重度の場合の加配ですね、1対1、3対1、5対1と、これの判定は民間も公公も判定機関は一緒なのでしょうか。そういったことも含めてお聞かせ願ったらと思います。

【浜岡会長】

他に。

【委員】

質問が2点ほどあります。先ほど来、定員割れの状況の説明があつて、5ページでそれぞれはかなり厳しい定員割れの状況であったということですが、本市における市営保育所の一つの特徴、おそらく歴史的経緯もあるんでしょう。乳児と幼児が非常に近い地域において、2つの別の保育所になっているということなんですが、これは設立時、その当時、どういう考え方に基づいてこのような別建てで整理されていかれたのかというのが第1点でございます。

第2点は、先ほど事務局説明もございましたけれども、これらについて、併設園としてみれば、というような表現がありました。私も他の乳児、幼児が一体的に運営されている市営保育園を見ると、一部定員を割れているものもありますが、そこそこ頑張っている状況もございますので、できれば1つにまとめられたらどうかと考えておるんですが、ただ、現時点でこのような乳児、3歳未満児の乳児を対象とする保育園と以上児の幼児を対象とする保育園を運営なさっていて、子どもの育ちの利益という観点から考えて、特別に配慮する意義があるのかないか、この2点について教えていただきたいと思っています。

【浜岡会長】

いくつかもう既に出ておりますので、そういったことについてお願いします。

【事務局】

それではまず、配置基準と加配の点についてでございます。これは、加配とさせていただいておりますのは、一時保育ですとか、あるいは休日保育等、特別保育をする場合に基準外の加配と書いておりますけども、実質基準であるということには間違いはございません。

ん。なお、この中の13ページの市営保育所の職員配置状況の数値でございますけれども、この中には一時保育ですとか、子育て支援拠点事業とかの専任の職員も全てこの中には入っておりますので、そういう意味で同じ基準、一つの基準として運用させていただいております。そのように御理解いただければと思います。

次に、市営保育所特有のサービスについてのお尋ねでございます。現在、見直しを検討しております、おむつ、布団等につきまして、厳しい財政状態のもと、公費負担、保護者負担が、同じ保育所を利用されながら、民間と公営でサービスが著しく違うものがあると、これはなかなか市民的な合意が得られない部分でもあろうかと考えております。そういった意味で、おむつについては、来年見直しを検討中であると先ほど説明申し上げたところでございます。

実際、民間について私どもなりに調査をさせていただきましたところ、おむつにつきまして、保育所側が負担しているという例はほとんどございませんでした。そういった形でやはり、見直しを検討するべきであろうと考えております。低所得者層の方につきましてですけれども、市営保育所が低所得者層の方に特化しているということであれば別ですけれども、民間同様、様々な階層の方が来られて入所されておられますので、そういった点で同じ土俵で、同じ考え方で対応するべきかと考えております。それらの一環としてこれらのサービスの見直しを行ってきたところでございます。

次に、第1回目にお配りをさせていただきました、市営保育所の年表でございますけれども、これにつきまして、既に廃止したところも掲載せよという御要望かと思いますが、次回、御用意させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、公民格差に関します部分でございます、いわゆる賃金比較のところでございます。これにつきましては、再度、35ページの保育士のモデル年収の所を御参照ください。ここで、公務員としての市営保育所の保育士のモデル的な20歳、30歳以降の年収、並びに民間保育園のプール制におけます保育所の年収の比較を載せておりますように、例えば、40歳くらいになりますと数十万程度、確かに公営のほうがやや上回っているという状況でございます。こういうふうな民間、公営のそれぞれの歳ごとの年収の比較ということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから、保育所長の件、障害児の件につきましては、ちょっと後でお話させていただくといたしまして、関川委員の乳、幼の保育所の件でございます。

旧同和地区におきましては、もともと、前回も御説明申し上げておりましたけれども、大正、昭和時代にかけては、これは全市的にそうだと思いますけれども、幼児保育所を中心に作ってまいりました。その後、高度成長期、60年代、70年代以降でございますが、乳児に対応するということが、市内何処でも保育所が足りないという状況が出てまいりました。旧同和地区におきましても、乳児の需要というのが非常に伸びてまいりました。

その際に、乳児保育所を非常に増やしていくわけですけれども、それまで幼児保育所しかなかったところに乳児保育所を作っていくわけですけれども、その際、今では、ここで

は、乳児保育所1箇所ずつしか各地区とも、ほぼありませんけども、当時は、2箇所目、3箇所目というふうにどんどん増やしていった時期がございます。

そういった中で、併設化というのはその土地の問題、スペースの問題を含めまして、おそらく考慮しきれなかったのではないかと。推測でございますけども、そのように考えています。

この、子どもの保育にとりまして、別保育所にしておくのに利点はあるのかどうかという御質問かと思えます。市営の単独乳児保育所と単独幼児保育所が隣接しあう保育所におきまして、単独乳児保育所から単独幼児保育所に進む子どもというのが、ほとんどが、そのまま、楽只乳児であれば、楽只保育所という形でそれぞれ進んでまいります。

特にそういうこともありまして、2歳児におきましては、単独乳児保育所と単独幼児保育所が積極的に交流を図るとかの形で児童が新たな保育環境にスムーズに適応できるようにするため職員が色々と工夫しているという現状でございます。そういったことを考えますと、あえて別々の組織にしておくという積極的な利点は見出しにくいというふうに考えております。

また、保護者の観点から見ましても、幼児保育所に移行する際に、改めて、保育所が違うものですから、入所の申請をしないといけない。こういう手間も保護者の方にはおかけしているというのが現状でございます。

そういうふうに考えますと、その保護者の負担の軽減や、あるいは、0歳から5歳までを見通した保育も、一貫した保育ということを考えますと、少なくとも、この隣接する保育所につきまして、併設化ということが望ましいのではないかと考えております。

実は、この数10年ちょっとの間に他の旧同和地域におきましては、その併設化を施設整備を伴って行ってきております。お手元の資料の方の4ページの下の表を御参照ください。ここで、左京区の錦林、中京区の壬生、伏見区の改進、伏見区の辰巳、これらはそれぞれ、この7年度、13年度、最終的には直近が14年度の改進、辰巳でございますが、併設化すると同時に、適正な定員にも見直しておるわけですけれども、こういった形で併設化を果たしてきております。

ただ、一方、昨今、この経済情勢、あるいは、財政状況を踏まえますと、こういった市営保育所の施設改修、施設の整備を伴う併設化というのは、はっきりいって、非常に厳しいものがございますが、その中にあっても、隣同士にある保育所ということでの併設化というのは望ましいのではないかと考えております。

【事務局】

残された御質問について、まずは障害児の判定ですけれども、市営保育所の場合は保健師等が保育所に行きまして、その子を見た上で判断をしております。ただ、民間保育園の場合は、園数が多いということ、225箇所ありますので、基本的には書面審査で障害児の判定を行っております。その意味でいいますと、市営保育所と民間保育園とで差がある

というのは事実でございます。

また、先ほどの給料の話ですね。平均年齢が違いますので、平均給与も違うんですが、プール制の給与額というのは、基本的に公務員である公立の保育士の給与表を合成して作っておりますので、単純な比較でいいますと、ベースは一緒です。

例えば、ここ34.6歳の民間保育園の方が、6年後に40歳になってほしい同じくらいのお給料をもらうのは、計算上はほぼそうなります。ただ、実際に手に取られる部分は、諸手当ですとか、残業時間の違いですとかありますので違いますけれども、基本給の部分でいきますと、ベースはほぼ同じようには作らせていただいております。

また、平均勤続年数につきましては、公務員という部分で長期継続になるということと、民間園は、保育の方針が違ったりする場合がありますので、多少同じお給料とか、保障をしても、勤続年数は短くなる傾向にあります。京都市の民間保育園の勤続平均10年というのは、他の自治体の民間保育園の勤続年数と比べますと、はるかに長くなっておりまして、全国でもトップクラスの勤続年数にはなっております。これは、先ほどから委員もおっしゃってますが、プール制が果たしてきた役割じゃないかと考えております。

あと、施設長としての給与比較ですが、これにつきましては、次回精査いたしまして、提出していきたいと思っております。

【浜岡会長】

御質問についてのお答えでございますが、何か御意見とか。

【委員】

障害児保育について質問なんですけれども、民営保育所に関しても1対1の配置が可能になりまして、重度の障害を持っているお子様を保育させていただく私たちとしては、大変嬉しいし、ありがたいと思っております。実際、1対1が認められているというか、それが、民間225箇園で何件くらいあるのか教えていただきたいのですが。

【事務局】

昨年度、1年間で民間保育園の場合は6名のお子さんを1対1加配でしております。今年度、年度当初には、4名の方を1対1で加配を認めさせていただいております。公営は、年度当初、今年度当初の比較ですけれども、6名になっております。

【浜岡会長】

今日の資料のいろいろ御説明等、それに基づく御質問、さらにその回答によって進めてまいりましたけれども、改めて、先ほどから公民の違いというか、格差とか、この間は正の努力はされてきたと思うんですが、それでもこういう形で、依然として公民格差がある。

このへんも利用者の側から見た場合と、働く職員の側から見た場合の両方の側面が当然

あるんですが、こういったものを含めて実際に利用する子どもたち、そういった観点から、どういうふうに手をつけていくのか、そのへんのことが今後、課題になろうかと思えます。

これまで2回のところで、京都市の市営保育所を巡るいろいろな状況について、御説明もあり質問等を含めてさせていただきたくんですが、今後、この市営保育所、それから、民間保育園の関連性とかを含めて議論を進めていくうえで、どういうところから議論を始めていくのかとか、どこを一番緊急に対応する課題として取りあげるべきか、というふうなところで御意見があろうかと思うんですね。

先ほどのところの御質問に、既に出てまいりましたけども、定員の未充足の課題ですとか、それが実際に運営上の問題と非常に関連しているというか、そういった御説明もございましたけれども、市営保育所を巡る課題の中で、どこの部分から実際に取りあげて議論していくかというあたりで、委員のみなさんから、こういう点からという御意見がございましたら。

【委員】

今、国も保育改革ということをしておりまして、保育に欠ける要件を外すというようなことが言われておりますけれども、我々民間園としては、それはやっぱり困るということで、今、論議をしているんですけども、公立園も、私立園も含めまして、いわゆる利用者、保護者に対してどちらに信頼感があるかということになってくると私は思います。

ただ、これは単純に比較をすることは、難しいかと思えます。1つの表れは、4月の入所申込の時に、どれだけ応募があるかということが1つのバロメーターだと思います。そのへんで、保護者が、一般市民も含めまして、やはりどちらのほうに軍配を上げるかというようなことにもなってくるんじゃないかと思うんですが、これは、そう単純にできることじゃないから、我々もそのへんはよく分かっておるんですけども。

ただ、いろんな特例保育とか、こういうものは利用者にとって非常に大きな期待であり、是非やってもらいたいという強いニーズだと思います。これを、民間園が先行してしんどいながらも受け入れてきた、特に一時保育を受けますと、だいたい赤字になるということと言われておるんです。しかし、やっぱり受けなきゃならんということで受けてきたわけです。

利用者に対するサービス、保育サービスというんですか、それをいかに先行して、やってきているかどうかをいうことを、我々は考えていかなければならない、1つの要素であろうかと思うんです。そのへんはなかなか簡単にはできない。例えば、いろいろな形のアンケートを取りますと、保護者の意向が分かってくるわけでありますから、そういうふうなあり方も1つ選択しながら、考えていかないかん。

それともう1つは、やっぱり、同じお金を出すのに民間と公立は全然違う。しかも公費が投入されている額が全然違う。これはやっぱり、我々にとっては、見過ごすことはできない課題と思えます。

そのへんで、民間と公立と同じようなスタートのラインに立っているということになるなら、我々は公立も認めてもいいと思うんですけども、全く違うところでやれと言われても、我々は民間ばかりが苦勞しなければならんやないかということになるんじゃないかと思うんですが、これは私の意見として申し上げます。

【委員】

公私間格差といいますと、コスト面だけがクローズアップされてしまうと思うんですけども、やはり子どもにとってどうかということを考えていく必要が私たちはあると思っています。やはり、公立は公立の特色を持ちながら、たぶん今まで運営されてきたであろうと思いますし、もちろんそういう地域の中で、その役割を果たしてこられたと思います。民間でできない、例えば障害児保育であったり、緊急性の高い保育であったりというところ、こぼれた部分の保育をしていただいているのではないかと思いますので、それぞれ特色を踏まえながら、コストだけに特化するのではなくて、公立的な運営を考えていくのが、そのうえで、公営の民営化であったり、統合であったり、乳、幼児を併設園に移行するとか、そういう話が出てくるのが望ましいのかなと。とにかくそれぞれの役割をもう少し明確に、特色を出していくほうがいいのかと思います。

【浜岡会長】

他に。

【委員】

今のお話をお伺いしていると、民間にできないことを市営がやっているということですか。

【委員】

全てやっただけでいることではなくて、そういうケースも多分伺ったらあるだろうと思うんです。と言いますのが、私どもでも、1点、改めて公立にありがたいと思ったケースがあるのですけれども、今、障害児保育は1対1になっていますけれども、以前1対1加配というのが、認められていませんでした。

けれども、目の前に重度のお子さんがいたら、どうしても1対1で保育をしなければならない。それは、やっぱり保育者の務めだと思うんですね。そうして、人員を回し回ししながら、1対1保育、ロタウィルスによる脳症を起こした全介助が必要なお子さんが入園してきまして、1対1保育をずっと続けていましたけれども、そのお母さんが就勞に戻りたいと、就勞したいと。最初はそのお子さんを見ていきたいと思うので少し就勞を休業するというので私どもはお預かりしたんですけど、復職をしたいということになりました。そうするとお母さんの就勞にあわせて、長時間の保育が必要になってまいりました。

長時間の保育を、1対1でずっと子どもは続けていくということはどう考えても、園の中で人的に配置できなかったということが1点。

それだけではないんですけど、子どもは、できない理由としてはそれだけではなくて、子どもさんの育ちを考えた時に、働き方の見直しをお母さんにしていただけでないか、という働きかけはさせていただきましたけれども、それでも、どうしても働きたいというお母さんのご要望があって、京都市に御相談させていただいて、公営保育所に移られたというケースもあります。

【委員】

そういった内容がちょっと分からなかったのです。

【委員】

ほとんど民間は、公立でされていなかったことを先駆的にやってきているというのも事実ですし、保育内容に関しても、こんなことを言ったら失礼になるかもしれないんですけど、民間は胸を張って、保育内容は頑張ってきたと言い切れるものはあります。

それから、多様な保育サービスにも、きめ細やかに応えてきたと胸を張って言える実績はありますが、それだけではないという、ちょっと裏の部分もあるということも申し上げました。

【委員】

毎年定員割れしていることが続いているということで、変化を目的としての対策等を考えておられるのかということも、一つございます。

それから、語弊があるんですが、市営の保育所内で、時間内に子どもさんを預かっているという形だけで終わってはいないだろうかという、お母さんの声を聞いたこともございます。

それから、職員は子どもに対しての資格を持って対処をしていると思うんですけども、保護者とのコミュニケーションをとるという対策を何か考えておられることはございませんか。

【事務局】

定員割れの対策につきましては、子どもも、座して待つということは駄目だろうと所長と話をしております。例えば、先ほどの鏡山は、積極的に所長、副所長が先頭に立って、福祉事務所に行ったり、あるいは近隣園等に行かれて、場合によっては大変なお子さんで、公営で預けなければならないということがあれば、そういうお子さんを預かりますよとか、様々な努力で定員割れ対策というのは進めておるところでございます。

それから、他の定員割れしているところも、やはり年度途中、結構大変なお子さんです

ね、虐待の方ですとか、そういったお子さんもおられますが、積極的に受けとめていこうとしておるところでございます。

いずれにいたしましても、定員そのものとの兼ね合いが今のままでいいのかどうかという問題は根底でございますので、その点につきましては、今後、考えていかないといけないのではと思っております。

それから、保育の内容で2点、お話があったかと思しますので、私どもの保育担当課長、保育の内容の指導をさせていただいておりますので、お答をさせていただきたいと思いません。

【事務局】

たぶん、いろいろなところをお聞きになって、対応の仕方が保育の時間だけを見ているということをごどこかでお聞きになったんじゃないかなと思うんですけど、私たち公営保育所では、できるだけ子どもとお母さんに寄り添ってということをお大事にしているのです、そういう言葉を聞くと、どこかで抜けているところがあるんじゃないかなと思うんですけど、努力はおります。

送迎時間も含めて、登所時間の遅い子どもさんもいますけど、きちっと受け入れた後で、お母さんたちにもお話をするようにという努力はしています。努力をしている状態なんですけど、どういうところでお聞きになったのかなと、またそれもお伺いしたいなと思うんですけど、保育時間だけお子さんを怪我もなく保育をすればいいとは職員全て思っていないと思うんですけど、そういった意見がありましたら、参考にさせていただきたいと思いますし、研修を充実する中でやっていきたいと思っておりますし、やっております。

【委員】

検討課題に加えていただけたらなと思うことが2点ありまして、1点は、資料の32ページ、33ページを見ていると、職員構成の割合というところですが、実は今年の1月に、プール制のあり方についての方針が出されまして、その時の大きな柱の1つがバランスの取れた職員配置でありました。若手職員、中堅職員、ベテラン職員、バランスの取れた職員配置、それを再構築していこうということがあったんですけど、やはり、是非、この点についても議論をしていくべきではないのかなと思うんです。

もう1つは、多様な保育ニーズの実施を巡っての公立保育所のスタンスです。はっきりさせていくべきではないのかなというように思うんです。この4月から、未来子どもプランがスタートしておりまして、保育計画の大きな柱が、多様化するニーズにどう応えていくか、新規の事業としまして、病後児保育の実施も始まりました。

こういったことについて、指標、目標が設定、数量化されて、公立の保育所、民間の保育所、それぞれ、どれだけ達成するのかという数値目標のようなものはあるのかなというように疑問もあるんですけども、やはり公立保育所としてのスタンスを明確にしていくと

いうことは、必要ではないのかなと思います。

【浜岡会長】

バランスのとれた職員の配置、これをどう実現していくか、公立もそうですし、民間もそうだと思います。2つ目の課題の多様な保育ニーズへの対応と、これは、今後、公立保育所の役割と民間保育所の役割の議論の中でさらに深めていくことになろうかなと思いますけども。

【委員】

前回は発言をさせてもらったが、重ねて申し上げたい。

保育所、特に公立保育所の役割というところで、言わせてもらえば、やっぱり、社会問題として大きく取り上げられている児童虐待の発見、ケア、それから防止。そういうところでの役割を積極的に果たしていくということが望まれると思います。

前回、私は、大阪の西区での事件について、発言をさせていただいたんですけども、その後も地域の方と色々なお話をするにつけて、こんなことはよその地域だけではなくて、私たちの町でも当然起こり得ることだということを、みなさん異口同音におっしゃいますし、学校部分では、私もその仕事をさせてもらっていたいておるんですけども、スクールソーシャルワーカーが配置されて、その中で積極的な役割を果たそうということを言われております。

保育所の場合でも、そういう役割を果たしていく立場で積極的にどんな職員を置くとか、どういう施策を打ち出すとか、あるいは先ほどから出ています定員割れの空きスペースですね、それを、積極的に活用するということがあってしかるべきかなと思います

実は私は、京都府の児童福祉士をさせてもらってたんですけども、6年ほど前、厚生労働省が、積極的に虐待を発見した場合、保育所に通わせなさいという文書を出した時に、京都市のある区の福祉事務所に、こんな通知があるけれども京都市に引っ越されるので何とか入所させてほしい、ということでお話をして、いや大変だと、この地域は保育所の定員がいっぱいで待機者が何十人もいるところだとおっしゃられたけれども、やっぱり重要性を考えて、年度途中ですが入所の決定をさせていただいたように記憶しています。

そういうことを、もっと全面的にやっていくことによって、1人でも2人でも命を失う子どもが救われる、ということができるとかなと思っています。

それから、同じようなことでいいますと、児童養護施設、あるいは乳児院のほうでも、ファミリーソーシャルワーカーという職種があって、先ほど、他の委員さんのほうから出たと思いますけれども、厚生労働省も力を入れて保護者と専門的に対応するような職員を増員するようになってきて、活躍をさせていただいているかと思っていますので、全ての保育所でそんな方をというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、本当に忙しい中で頑張っている保育士の先生方も仕事を少しでも分け合いながら、専門的な見

地から関わられるような人が置かれればなあというふうに思いますので、そんなところも、ここに活かせればなあと思いました。以上です。

【浜岡会長】

多様な保育ニーズというか、その表れ方ということですね。ありがとうございます。

【委員】

今まで話を聞かせていただいて、私も、保育の専門ではありませんので、詳しい知識はないんですけども、市営と民営の違いがどこにあるのかというのが、保育サービスの面を聞いていまして、あまりなんか差がないように私は受け止めたんですけども、公営でなければできないこととか、たぶんあるんだとは思いますが、そういう観点で民間保育園の方から、公営にして欲しいニーズだとか、それから保護者の方からのニーズとか、そういうことの中で、官民の役割分担というのを整理しながら、どういう役割を持たせるのかというのが課題かなと思ひまして、そういう議論を、また、そういうニーズを知らせていただきながら議論ができればいいかなと思っています。

その関係でちょっとこれは質問ですけども、多様な保育サービスのところの公費負担の比較で何点か挙げられてるんですが、この見方ですけども、民間保育園のほうが、公費負担が少ないということで、その差というものについては、先ほど他の委員のほうから言われていましたような、民間保育園が、いろんな工夫や努力をして克服されているのか、という見方でいいのかどうか、ちょっとそのへんがよく分からなかったものですから、そのへんの公費の差というのは、どういう見方をすればいいのかを教えてくださいたいです。

【委員】

役割分担の必要性を訴えておるんですけども、公しかできないとか、民しかできないとかっていうふうに分けてしまうと、私は民間のほうでこういうこともやって欲しいのにと人だっていらっしゃると思うんですね。ですから、そういう区別をつけてしまわないほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

【委員】

私は老人ホームの施設長で、介護保険の仕事をさせてもらってるんですけど、まず、職員の配置のこととか、今日、もうだいぶん出たんですけど、今の時代、市民の感覚からすると、職員がたくさん配置されている、保育士さんがたくさんいると言うと、質がいいねって、いうふうな風潮があります。

私たちの介護保険はまさしくそうで、我々施設長でも、職員配置を何対何から何対何に上げたと言われたら、あたかも、質が良くなったかのように話をしてるんですけども、職

員の数が増えたからと言って質が高いと何を持って言えるのか、というようなことで、今、いわゆる第三者評価とか、それから、ユーザー評価、利用者評価とか、いろんなことを法人でも取り組んでいるわけです。

先ほどから、公営保育所の成り立ちの経過とかもあって、こういう使いにくさとか、それから、こういう選択をされるんじゃないですかとか、いろいろお話がでたんですけども、前回、浜岡先生の質問で、後半のほうに、人数に関わるような調査をされたということは、挙げていただいているんですけども、平べったく言えば、公設、私設を、現にこれだけの児童が使われていて、親御さんがいるわけなので、あえて民設と比較する必要はないとは思うんですけども。

公設、私設、少なくとも公設の保育所を使っておられる御家族の満足度というか、逆に言えば、選択された方もいるかもしれないかもしれないし、我々がここで、若干ひよっとしたら想像も含めて議論している、こんな不自由があるかもしれないということが現にそうなのか。それと、先ほど他の委員が言っておられたように、やはり公設だからということでの信頼感とか、ある意味、質の部分があるのかも分からないし、市民側といいますか、利用者側の情報が何もないので、こうだろう、ああだろうという経過プロセスで議論するのもいいんですけども、できたらそういったものがあつたらいいなと思います。

それからもう1つ、47ページに、市営保育所における地域の子育て支援ということで、ここは市営であるがゆえに、こういった拠点事業とか、支援事業を展開してますよと御説明をいただいたんですけども、こういったことは、逆にいえば保育は地域の資源ですので公営の保育所がある地域だけ、こういう事業展開されるというのはいかがかな。

私の住んでいる西京区には、公設がありませんので、西京については、こういったことについてはどのようにお考えなのかなと。だから、先ほど他の委員の方が言っておられたように、公に専門性を求めて願います、公的な責任が強いような事業を絶対に公設だけにしてもらうことなのか、民設の中でも、そういった力量とか評価していただいて、努力もしていただいて、お任せ願えるのかというようなことも、検討の余地があるんじゃないかなというふうに思って、第三者的で申し訳ないですけども聞かさせていただきました。

もし、そういったことの検討とか、準備とか、事前の今までに資料があるのであれば、次回、また、聞かせていただきたいなというふうに思うんですけど。

【委員】

外交官の家族は大きな家でプールがついていて、そのお子さんの成長というのは、すごく恵まれてるんですけども、日本の国内のレベルを上げないでにおいて、海外においてはレベルがすごく高いというような吹聴があります。

子どもは親にとっては宝なんですけども、日本においても宝ですし、国際性の必要性もこれからも考えなければならないといけないので、公民の中でも、民間の間でも行われている教育的な内容を市営の中でも取り入れて、変化が必要な時ではないかと思うんですけど。

ども。

【委員】

今回の資料の作成をお願いしたいところが1点ございます。今後、どこに焦点を当てるかということですが、もうすでに、各委員が御指摘のとおり、民間の保育園と市営の保育所の役割分担の違いを持たせるべきか、というところが1つポイントだと思います。認可保育園、認可保育所としての違いというのは、私はあまり、少なくとも保育指針に関わる範囲であれば、違いがあってはいけないというふうには思っております。

私は、市営保育所の役割ってというのは、認可保育所の以外のところにも行政機関の一部としてあるんだろうと思っております。今回は、地域子育て支援事業について挙げていただいておりますけども、おそらく、未来子どもプランの中で各事業が掲げられている、その事業と関連している部分、つまり、市営保育所の保育士さんたちが、未来子どもプランの事業に関わっているものが他にもあれば、それらについてのリストを挙げていただきたい。例えば、こんにちは赤ちゃん事業なんかでは、通常、他の自治体であれば、公立保育所の保育士さんが関わっている、虐待のケースでもおそらく関わっている、そういうものも全て挙げていただきたいと思っております。

未来子どもプランを読みますと、1つも公立保育所はというくだりがないんですね。そして保育所の部分については、民間の保育所を中心に待機児童解消等、あるいは、多様な保育ニーズへの対応が書かれていて、未来子どもプランにおいては、公立保育所の役割論が見えないというところが非常に気になるところです。おそらく、実際には、いろんな形で関わっているんだろうと思ひまして、その部分を見えるようにしていただきたいというのが、私のお願いでございます。

【浜岡会長】

では、最後にどうぞ。

【委員】

公立、民間の役割分担を巡って、私は先ほど、多様な保育ニーズに対する公立のスタンス、その特質性、独自性を明らかにすべきではないかと御指摘させていただきました。この意味は、コストパフォーマンス、コスト効率性の観点から公立の保育所が多様なニーズに対応する存在根拠です。どうして公立でなければならないのかが、その存在成立する根拠をしっかりと私たち議論していくべきではないのかなというのが、私のほうからの提案でありました。

【浜岡会長】

市営保育所を巡る問題の検討ということですが、当然、その中では、京都では圧倒的

数が民間ですので、そういったところと、いったい保育ニーズに対してどういうふうに全体として関われるのかというあたりが、この社会福祉審議会の中での大きな議論になるかどうかと思います。

そのうえで改めて、市営保育所、つまり運営形態、同じような公共サービス、公的サービスなのですが、運営形態の違いによるところの対応のしやすさだとか、費用のかけかたとかいろいろ違いが当然でてきているわけですが、そういうことを踏まえたうえで、公立に是非担ってほしい、積極的に役割を果たしてほしいとか、公のあり方の問題を巡っての議論につながってくるのかなという気がします。

今日は、資料の説明と、そのあと各委員の方からいろいろ意見が出てきました。重なっている部分もありますし、多少こうちょっと角度が違っている部分もありますが、もう一回、ちょっと事務局とも整理をさせていただいて、今後の議論で、今日出てきた意見を踏まえて、市営保育所のあり方を巡って、緊急にやはりこのへんの問題を、まずメスを入れていこうというようなところを整理させていただいて、次回以降のところを御審議いただくような形にさせていただきたいと思います。

時間の関係もありますので、質問しっぱなしで、まだ回答をいただいている分もありますが、次回のところに回して回答資料等も含めてとしてはどうでしょうか。即簡単に答えられるものは、答えていただいて。

【事務局】

資料の御要求につきまして、先ほど未来子どもプランに関しますリストアップの件、それから、公営の満足度調査につきましては、期間的な問題も含めて検討させて、出来るかどうかも含めて検討させていただきます。その点をよろしくお願いいたします。

【委員】

提示していただきたいものがあるんですけども。

保育指針の中でも、子育て支援と家族援助というのがはっきりうたわれております。全ての園が、費用がつく、つかないに関わらず、やはり私たち保育者の使命として、子育て支援、家族援助を保育の中で取り組んでいかなければならないと思うんです。

そこで、この中に公営の保育所の子育て支援サービスについて出ておりますけれども、民間保育園も努力をして、その部分を大きく担っていると思いますので、そのへんの実態が分かるような資料があれば、お出しいただきたいと思います。

【浜岡会長】

最後のほうに、意見がたくさん出てきたので、綺麗に整理できないままですが、ちょっと事務局と整理して、次回、今日出てきたものを踏まえて、より詰めた議論ができるようにさせていただきたいと思います。

予定の時間を少し超しましたが、事務局のほうにお返ししたいと思います。

【事務局】

本日は、長時間に渡りまして、誠にありがとうございました。次回、第3回の専門分科会では、9月下旬の開催を予定しております。日時等が決まりましたら、改めて御案内申し上げますので、御参加をよろしくお願い致します。

以上で、第2回福祉施策のあり方検討専門分科会を終了させていただきます。ありがとうございました。

【委員】

ちょっと一言だけ。失礼します。

正式の議論とは関係ないかもしれませんが、前回、第1回の委員会の後に京都新聞の報道がされて、その大きな見出しが、廃止も前提にということが書いてあったと思うんですが、このことについて。

その記者さんはおそらく、私の見たところずっと会議の時間中おられたにも関わらず、今日お集まりの先生方も事務局も含めてそのようなことを言われたような記憶が私の頭にはないのに、そんなことが報道される。2時間も一生懸命論議をしたのに、なんだったんだろうというふうな感じを私は得たと思います。

今日は京都新聞さんがおられないので、ちょっと気が抜けた感じなんですけども、ちょっとしかるべき対応をしないと、委員会がそんな論議をしているんだと市民のみなさんに映ってしまいかねない。

私も市民を代表してではないですけども、市民委員として参加させていただいている以上、ちょっと責任を感じますので、なにか京都新聞さんに意見を言うとかも、報道の自由もありますので、そんなふうを受けたんだったら、仕方ないということがあるのかもしれないけども、また、レクチャーをするなりなどして、ちょっとやっぱり委員会の中身の論議が正しく反映するように記事を書いてほしいということを、申し入れるべきかなと思いましたが、対処を委員長に一任するという形でさせていただければなと思います。

【浜岡会長】

会そのものが一応オープンになっていますし、それから議事録等も次回公開するという形でこの中でどれだけの議論ができたかというのは、正確に市民にちゃんと返していけるようなことですね。今後も、そういうことをやっていきたいと思っておりますけれども。

記者の方の受け止め方なんで、単純になかなかどうこうと言にくいこともあるんですが、なるべくこの中の議論も京都市の参加しておられない市民の方にきちっと正確にお伝えできるようことを事務局とも相談させていただきたいと思っております。

それでは、本当は中に入れるべきでしたが、番外になってしまいました、今日はこれ

で終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 閉会 —